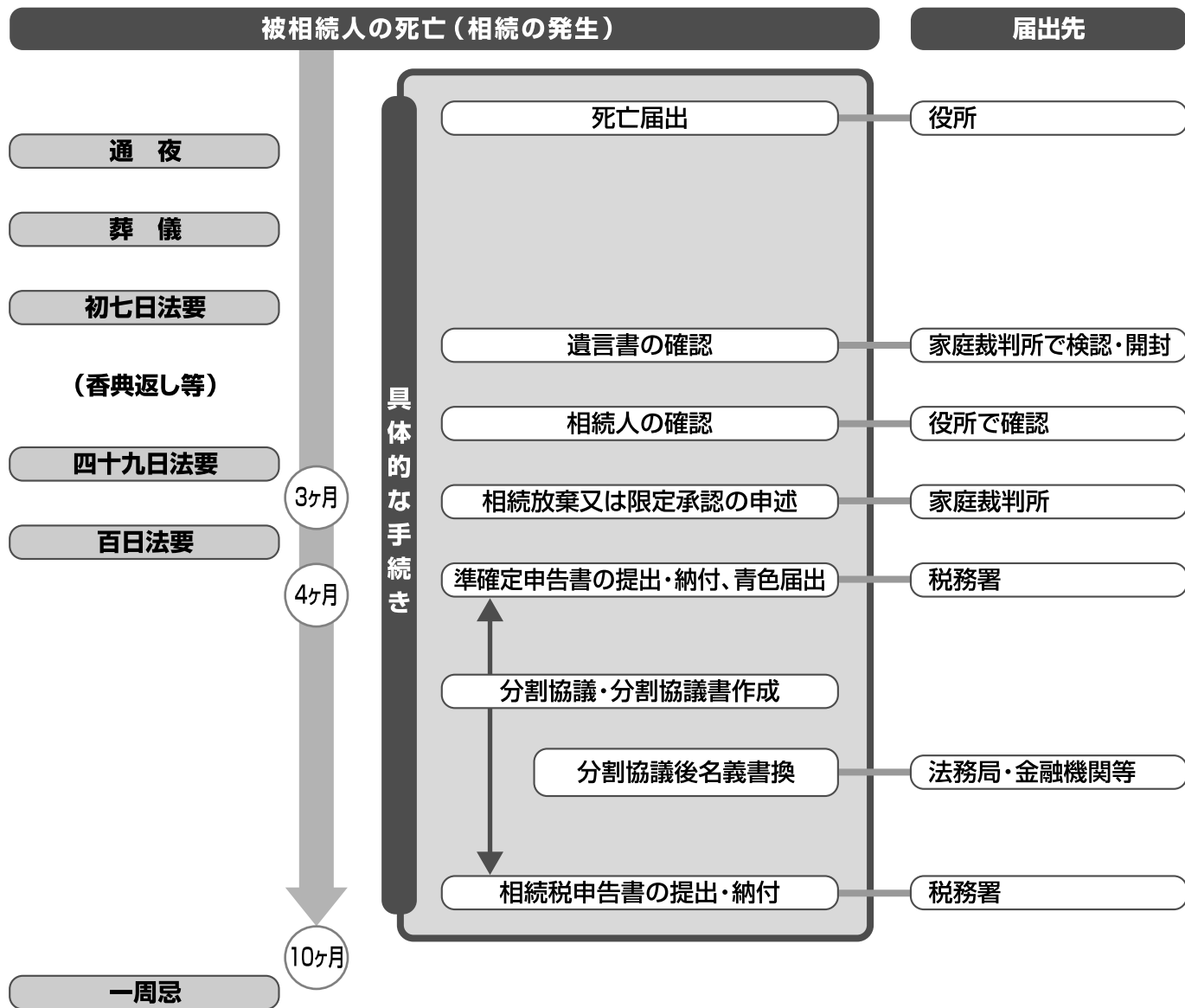


相続手続きについて

～(2)タイムスケジュール～

相続が発生した場合の概略については、前号で簡単に説明をいたしました。
今回は、相続発生時のスケジュールについて説明いたします。



1	相続が発生すると、死亡届を役所に提出
2	通夜・葬式の案内（葬儀社が行う）及び連絡
3	最近では、葬儀のあと直ぐに初七日法要が執り行われる
4	四十九日法要で納骨が行われる（ココまでの間、分割の話はご法度）
5	相続放棄・限定承認の申述（3ヶ月以内なので注意） 1. 相続放棄については、家庭裁判所に申述してはじめて放棄したものとされる。 メリット・デメリットがあるので注意を要する。専門家の意見を聞くことが大事である。 2. 限定承認は、財産よりも借金の方が多い場合に財産を超える借金を引き継がないとする申述。
6	相続人の確認 1. 被相続人の出生から死亡までの除籍謄本・戸籍謄本（改正原戸籍等） 2. 相続人全員の戸籍謄本
7	準確定申告書の提出・納付、青色申告書の届出（4ヶ月以内）
8	遺産分割協議・遺産分割協議書の作成 相続で一番手続きが複雑で時間が掛かるので、早めに行う。
9	名義書換手続 1. 金融機関等は、専用の名義変更申告書があり、全員の署名押印が必要となる。 2. 不動産の名義変更は、遺産分割協議書で行う。
10	相続税申告書提出・納付

相続の基本は、被相続人の歴史をどう把握するかです。
歴史の振り返り方等について、次号以降において掲載させていただきます。